

各地方防衛局長 殿
東海防衛支局長

地方協力局長
(公印省略)

米国政府による支払が裁判所の確定判決等による額に満たない場合の取扱い
について（通知）

SACO最終報告に地位協定第18条第6項に基づく請求に関する運用改善措置の一つとして、米国政府による支払が裁判所の確定判決による額に満たない場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、支払う努力をすることが盛り込まれた。

この差額については、見舞金として支給することができることとしたので、下記のとおり通知する。

なお、裁判所の確定判決額が米国政府による補償額を上回る事例が生じた場合の取扱いについて（施本総第8号（CGC）。平成10年1月13日）は、廃止する。

記

1 支給根拠

合衆国軍隊等により損害を受けた者に対する賠償金及び見舞金の支給について（昭和39年6月23日閣議決定）

2 支給要件

見舞金を支給するに当たっては、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を対象とする。

- (1) 平成8年12月3日以降に米国政府による補償金又はそれに相当する金銭（以下「補償金等」という。）の支払を受けていること
- (2) 加害者たる合衆国軍隊の軍人等を被告とした損害賠償請求訴訟における確定判決又は損害賠償命令の申立てについての裁判における決定（以下「確定判決等」という。）を得ていること
- (3) 第1号に規定する米国政府が支払った補償金等の額が裁判所の確定判決等による額に満たないこと

3 支給額

見舞金の支給額は、米国政府が支払った補償金等の額と裁判所の確定判決等による額との差額を上限とする。

なお、遅延損害金及び訴訟費用は支給の対象としない。

4 支給手続

見舞金の支給手続は、合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和37年総理府令第42号）第14条及び15条の規定による。